

令和8年度技能検定後期実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和8年度技能検定後期実施について、次のとおり公告する。

令和8年9月1日

東京都知事 小池 百合子

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条に定める者

2 日程、職種、場所等

技能検定は、次に掲げる職種について、実技試験及び学科試験によって行う。

（1） 実施期日及び実施職種

ア 実技試験

次のイで定める職種について、令和8年12月4日（金曜日）から令和9年2月14日（日曜日）までの間において東京都職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

（ア）令和9年1月24日（日曜日）に実施する職種

1級及び2級

機械検査、シーケンス制御、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、紳士服製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、配管（建築配管に係るものに限る。）、型枠施工及びガラス施工

3級

配管（建築配管に係るものに限る。）及び型枠施工

（イ）令和9年1月31日（日曜日）に実施する職種

特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学

機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

1 級及び 2 級

さく井、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備（走行装置整備及び鉄道車両点検・調整に係るものに限る。）、時計修理、油圧装置調整、冷凍空気調和機器施工、和裁、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き、印刷箱製箱及び貼箱製造に係るものに限る。）、製本、強化プラスチック成形（ビニルエステル樹脂積層防食に係るものに限る。）、パン製造、みそ製造、厨房設備施工、防水施工（アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図 C A D に係るものに限る。）

3 級

時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図 C A D に係るものに限る。）及び貴金属装身具製作

単一等級

エーエルシーパネル施工及びバルコニー施工

(ウ) 令和 9 年 2 月 3 日（水曜日）に実施する職種

1 級及び 2 級

舞台機構調整

(エ) 令和 9 年 2 月 7 日（日曜日）に実施する職種

1 級及び 2 級

金属ばね製造、ロープ加工、半導体製品製造、プリント配線板製造（プリント配線板製造に係るものに限る。）、光学機器製造（光学機器組立てに係るものに限る。）、空気圧装置組立て、縫製機械整備、プリプレス、プラスチ

ック成形（ブロー成形に係るものに限る。）、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、電気製図及び広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ及び広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）

3 級

機械加工（普通旋盤に係るものに限る。）、機械検査、電子機器組立て、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーションCADに係るものに限る。）、電気製図、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）及び写真

（2） 実施場所

東京都職業能力開発協会が指定する場所

（3） 実技試験問題の公表

令和8年11月27日（金曜日）に東京都職業能力開発協会で行う。

ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については行わない。

3 受検申請の手続

（1） 提出書類

- ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）及び本人確認書類の写し
- イ 受検手数料の減額を受けようとする場合は、その資格を証明する書面
- ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

（2） 提出書類の受付期間

郵送による提出書類のみ受け付ける。

令和8年10月5日（月曜日）から同月16日（金曜日）まで（必着）

（3） 郵送方法及び郵送場所

次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。

〒102-8113

千代田区飯田橋3丁目10番3号 東京しごとセンター7階 東京都職業能力開

発協会業務課

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書及び受検案内は、東京都職業能力開発協会で配布する。

イ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格のある者は、

2 (1) に掲げる検定職種でない職種についても受検申請することができる。

4 手数料及び納付方法

(1) 手数料

ア 手数料は、次に掲げる額の合計額とする。

(ア) 実技試験

a 2級及び3級以外の級

全ての申請者 18,200円

b 2級

全ての申請者 18,200円 (35歳未満の者が受検する場合
にあつては、9,200円)

c 3級

在校生 12,100円 (35歳未満の者が受検する場合
にあつては、3,100円)

在校生以外 18,200円 (35歳未満の者が受検する場合
にあつては、9,200円)

(イ) 学科試験

各級 全ての申請者 3,100円

イ アにかかわらず、実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者にあつては、次に掲げる額とする。

試験免除資格審査 2,000円

(2) 納付方法

実技試験及び学科試験の手数は、令和8年11月上旬頃までに東京都職業能力開発協会から郵送される請求書に基づき、振込みにより納付するものとする。

また、納付した手数料は、原則として、申請の取消し、試験の欠席等の理由があつ

ても返還しない。

5 合格発表

(1) 合格通知

技能検定合格者には東京都産業労働局雇用就業部能力開発課から、実技試験又は学科試験のみの合格者には東京都職業能力開発協会から通知する。

(2) 合格者の発表等

技能検定合格者は、令和9年3月12日（金曜日）に、東京都ホームページ内、TOKYOはたらくネット (<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/>) に掲載する。

なお、特級、1級及び単一等級の職種の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の職種の技能検定合格者には東京都知事名の合格証書を交付する。

6 その他

申請方法、手数料の納付方法等の詳細については、次へ照会すること。

東京都職業能力開発協会

電話 03（6631）6052

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課

電話 03（5320）4717